

九州北部豪雨からの復旧・復興に関する補正予算の必要性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年十一月二日

古賀之士

参議院議長伊達忠一殿

O

O

九州北部豪雨からの復旧・復興に関する補正予算の必要性に関する質問主意書

平成二十九年七月五日から六日にかけて九州北部で発生した集中豪雨（以下「九州北部豪雨」という。）により甚大な被害が発生した。被災地では懸命な復旧・復興が行われているが、いまだ十分ではないのが現状である。

平成二十九年度補正予算において、九州北部豪雨からの復旧・復興に関する歳出を計上する必要性につき、政府の見解を示されたい。なお、必要性を認める場合、当該歳出額の見込みがあれば示されたい。

右質問する。

